

(全国都道府県議会議長会提出資料)

地方制度調査会専門小委員会における本会発言骨子

平成 20 年 7 月 29 日

全国都道府県議会議長会

《はじめに》

都道府県は広域自治体として人口規模や財政規模が大きく、行政事務も複雑多岐にわたり、また、その内容も専門化している。従って、都道府県議会は、それにふさわしい機能が求められており、議員も専門化、常勤化している。今後の検討に際しては、都道府県議会の特性をも踏まえた議論を展開していただきたい。

《議会制度の自由度の拡大関係》

1 臨時会・委員会活動に係る制約の撤廃について

議会活動についての現行地方自治法の捉え方は、定例会開催中のみ議会は活動し、例外的に臨時会と閉会中の委員会審査にのみ活動能力を与えるものとなっており、臨時会については予め付議された事件と緊急を要する事件のみに活動能力は限定され、委員会については、閉会中審査事件のみに限定されている。

住民代表機能の発揮及び監視機能強化のためにも、議会が常に活動能力を有する制度へ移行することが必要である。

なお、議会の監視機能強化のためにも、議会が自律的に活動することができるよう、議会の招集権を議長に付与することが必要である。

《議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策関係》

1 監視機能の向上関係

(1) 監査委員制度の見直しについて

監査委員制度の見直しに関して、さる 4 月 25 日開催の専門小委員会において、本会から、「一つには議会による選挙制度の導入については、選挙という仕組みと公正不偏な人選という要求とのバランスについて十分検討する必要があるのではないかということ、二つには、議会による選挙制度の導入に伴い、議選委員の枠をなくすことに対しては、ぜひ慎重な対応をお願いしたい」旨、発言した。

この点について、再度検討を要請したい。

(2) 公社等に対する監視機能の強化について

公社等に対する監視機能を強化するため、経営状況報告を監査委員における監査と同様、4分の1（現行2分の1）以上の出資等をしている公社等に拡大されたい。

(3) 決算不認定に対する長の責任の明確化について

議会の決算審査について、決算を不認定の理由としている諸点についての首長の説明義務を地方自治法に明記されたい。

2 議決権の拡大関係

(1) 地方自治法第96条第2項の法定受託事務除外について

地方自治法第96条第2項において法定受託事務が除外されていることに
関し、法定受託事務についても条例制定権が認められていることとの整合性
を図るため、除外規定を削除されたい。

(2) 議決事件にかかる政令基準撤廃について

契約締結及び財産の取得・処分の議決事件にかかる政令基準を撤廃し、各
自治体の実情に応じて条例で定めることとされたい。

(3) 意見書に対する関係行政庁等の誠実処理の義務付けについて

議会の意見書について、関係行政庁等の誠実処理義務または回答義務規定
を地方自治法に明記されたい。

《幅広い層が議員活動できるための環境整備関係》

議員の活動は、本会議や委員会などの議会活動だけではなく、普段において住民
と接触し、民意を吸収し、住民とのコミュニケーションを行う活動など幅広いもの
であること、とりわけ都道府県議会議員は、従来から、その活動区域が広範である
ことや審議事項が多様かつ広範囲にわたることから、専門化しつつある実態にある
ことについて、是非ご理解いただきたい。